

♡ 要点まとめ (番外編～国試ナビ 2024 を購入した人へ②～) ♡

●基本的人権 (再編されてます！)

▶基本的人権

基本的人権とは、人が生まれながらにしてもっており、誰からも侵されない権利のことで、**幸福追求権、平等権、自由権、社会権、基本的人権を守るための権利**などがあります。

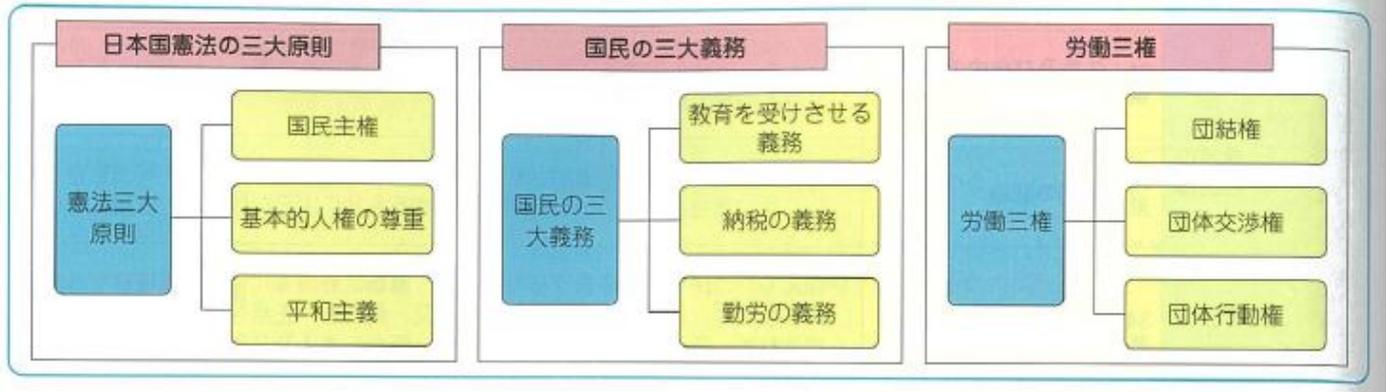


総論的規定	10条	国民たる要件	●日本国民たる要件は、 <b>法律</b> でこれを定める	
	11条	基本的人権	●国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない <b>永久の権利</b> として、現在及び将来の国民に与えられる	
	12条	自由及び権利の保持義務と公共福祉性	●この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に <b>公共の福祉</b> のためにこれを利用する責任を負う	
幸福追求権	13条	個人尊重と公共の福祉	●すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び <b>幸福追求</b> に対する国民の権利については、 <b>公共の福祉</b> に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする	
平等権	14条	平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界	●すべて国民は、 <b>法の下に平等</b> であって、 <b>人種、信条、性別、社会的身分又は門地</b> により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない ●華族その他の貴族の制度は、これを認めない ●栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴わない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する	
	24条	家族関係における個人の尊厳と両性の平等	●婚姻は、 <b>両性の合意</b> のみに基づいて成立し、夫婦が <b>同等の権利</b> を有することを基本として、 <b>相互の協力</b> により、維持されなければならない ●配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、 <b>個人の尊厳と両性の本質的平等</b> に立脚して、制定されなければならない	
自由権	精神的自由権	19条	思想及び良心の自由	● <b>思想及び良心の自由</b> は、これを侵してはならない
		20条	信教の自由	● <b>信教の自由</b> は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、 <b>国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない</b> ●何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを <b>強制されない</b> ●国及びその機関は、宗教教育その他 <b>いかなる宗教的活動もしてはならない</b>
		21条	集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護	●集会、結社及び言論、出版その他一切の <b>表現の自由</b> は、これを保障する ● <b>検閲</b> は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない
		23条	学問の自由	● <b>学問の自由</b> は、これを保障する
	経済的自由権	22条	居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由	●何人も、公共の福祉に反しない限り、 <b>居住、移転及び職業選択の自由</b> を有する ●何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない
		29条	財産権	● <b>財産権</b> は、これを侵してはならない ●財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める ●私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる

身体的自由権	18条	奴隷的拘束及び苦役の禁止	●何人も、いかなる <b>奴隷的拘束</b> も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その <b>罪に反する苦役</b> に服させられない	
	31条	生命及び自由の保障と科刑の制約	●何人も、 <b>法律の定める手続</b> によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない	
	33条	逮捕の制約	●何人も、 <b>現行犯</b> として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつている犯罪を明示する <b>令状</b> によらなければ、逮捕されない	
	34条	抑留及び拘禁の制約	●何人も、 <b>理由</b> を直ちに告げられ、且つ、直ちに <b>弁護人に依頼する権利</b> を与えられなければならない。 <b>抑留又は拘禁</b> されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する <b>公開の法廷</b> で示されなければならない	
社会権	25条	生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務	● <b>すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活</b> を営む権利を有する ●国は、すべての生活部面について、 <b>社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進</b> に努めなければならない	
	26条	教育を受ける権利と受けさせる義務	●すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、 <b>ひとしく教育を受ける権利</b> を有する ●すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する <b>子女に普通教育を受けさせる義務</b> を負う。義務教育は、これを <b>無償</b> とする	
	27条	勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童働使の禁止	●すべて国民は、 <b>勤労の権利を有し、義務を負う</b> ●賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、 <b>法律</b> でこれを定める ●児童は、これを <b>働使してはならない</b>	
	28条	勤労者の団結権及び団体行動権	●勤労者の <b>団結する権利及び団体交渉</b> その他の <b>団体行動</b> をする権利は、これを保障する	
基本的人権を守るための権利	参政権	15条	公務員の選定罷免権、公務員の性質、普通選挙と秘密投票の保障	● <b>公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利</b> である ●すべて公務員は、 <b>全体の奉仕者</b> であって、一部の奉仕者ではない ●公務員の選挙については、 <b>成年者による普通選挙</b> を保障する ●すべて選挙における <b>投票の秘密</b> は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し <b>公的にも私的にも責任を問われない</b>
		17条	公務員の不法行為による損害の賠償	●何人も、 <b>公務員の不法行為</b> により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その <b>賠償</b> を求めることができる
	請求権	32条	裁判を受ける権利	●何人も、裁判所において <b>裁判を受ける権利</b> を奪われない
		40条	刑事補償	●何人も、抑留又は拘禁された後、 <b>無罪の裁判を受けたときは</b> 、法律の定めるところにより、 <b>国にその補償を求め</b> ることができる
	請願権	16条	請願権	●何人も、 <b>損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正</b> その他の事項に関し、 <b>平穏に請願する権利</b> を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない

●憲法関連 (New!)

▶三大〇〇

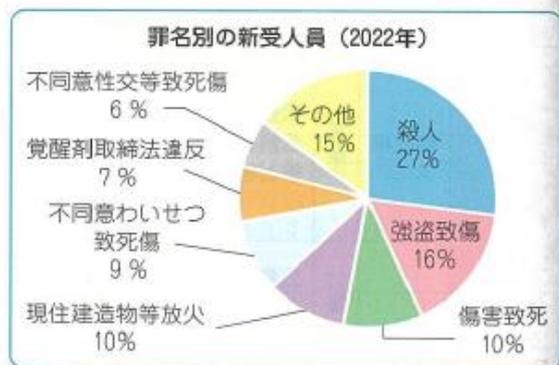


●裁判員制度 (前より詳しくなってます!)

▶裁判員制度



資料：最高裁判所事務総局「令和4年における裁判員裁判の実施状況等に関する資料」



目的	●裁判員制度は、裁判員が裁判官とともに裁判を行う制度で、国民の司法参加により市民が持つ日常感覚や常識といったものを裁判に反映するとともに、司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上を図ることが目的
裁判員	●地方裁判所ごとに衆議院議員の選挙権を有する人のなかから、くじで選んで裁判員候補者名簿を作成 ●事件ごとに裁判員候補者名簿のなかから、くじで裁判員候補者を選任
合議体の構成	●原則、裁判官3名、裁判員6名の計9名で構成
対象事件	●地方裁判所で行われる刑事裁判（第一審）のうち殺人罪、傷害致死罪、強盗致死傷罪など、一定の重大な犯罪についての裁判

●LGBT 関連 (New!)

●LGBT理解増進法<sup>(※)</sup> 2023 (令和5) 年6月23日施行

LGBT理解増進法	<ul style="list-style-type: none"> <li>性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって<b>性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現</b>に資することを目的とする</li> </ul>	
定義	性的指向	<ul style="list-style-type: none"> <li>恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向</li> </ul>
	ジェンダーアイデンティティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己の属する性別についての認識に関するその<b>同一性の有無</b>又は程度に係る意識</li> </ul>
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする<b>不当な差別はあってはならない</b>ものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら<b>共生する社会の実現</b>に資することを旨として行われなければならない</li> </ul>	
基本計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府は、基本理念にのっとり、<b>性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画</b>を策定しなければならない</li> </ul>	
事業主等の努力	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>事業主</b>は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する施策に協力するよう努めるものとする</li> <li><b>学校の設置者</b>は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする</li> </ul>	

(※) 正式名称：性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

●被災者支援（New！今までバラバラに書いてあったのが再編されているようです👁👁）

▶被災者支援

<p>災害対策基本法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害対策全体を体系化し、総合的かつ計画的な<b>防災行政の整備及び推進を図る</b>ことを目的としている</li> <li>●<b>災害予防、災害応急対策、災害復旧</b>という段階ごとに、各実施責任主体の果たすべき役割や権限を規定</li> <li>●被災者保護対策として、<b>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画</b>の事前作成などを規定</li> </ul>	
<p>災害救助法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害に対して、国や地方公共団体などが、国民の協力の下に、<b>応急的に、必要な救助</b>を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている</li> </ul>	
<p>福祉避難所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害発生時に、<b>要配慮者を受け入れる避難所</b>で、国のガイドラインによって各市町村で確保するように求められている</li> </ul>	
	<p>指定避難所の基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備された施設で、<b>災害対策基本法施行令</b>の基準を満たすもの</li> </ul>
	<p>要配慮者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時において、<b>高齢者、障害者、乳幼児</b>その他の特に配慮を要する者</li> </ul>
<p>利用対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するには至らない程度の者であって、避難所での生活において、特別な配慮を要する者及び<b>その家族</b></li> </ul>	
<p>EMIS （広域災害救急医療 情報システム）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被災した都道府県を越えて災害時に医療機関の稼働状況など<b>災害医療に関わる情報を共有</b>し、被災地域での迅速かつ適切な<b>医療・救護に関わる各種情報を集約・提供</b>することを目的としたシステム</li> </ul>	
<p>DMAT （災害派遣医療チーム）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医師、看護師、業務調整員（医師、看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、<b>急性期（おおむね48時間以内）から活動</b>できる機動性をもった、<b>専門的な訓練を受けた医療チーム</b></li> </ul>	
<p>DPAT （災害派遣精神 医療チーム）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り、<b>精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門的なチーム</b></li> </ul>	

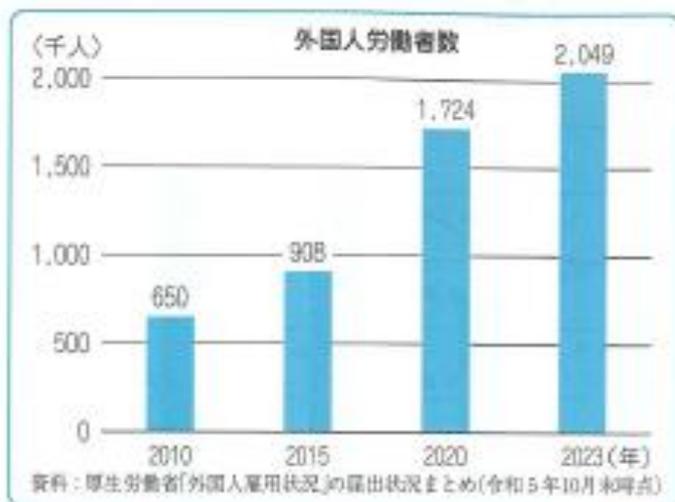
●環境問題 (New!)

▶環境問題

<p>「国連環境開発会議」 (地球サミット)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1992年に、<b>リオデジャネイロで地球サミット</b>が開催され、「持続可能な開発」を理念とする<b>リオ宣言</b>が採択された</li> <li>●リオ宣言の詳細な行動計画である「<b>アジェンダ21合意</b>」を採択したほか、<b>生物多様性条約</b>の署名が開始された</li> </ul>															
<p>京都議定書</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1997年に<b>気候変動枠組条約</b>に基づき、京都市で開かれた<b>地球温暖化防止京都会議</b>での議決した議定書。<b>二酸化炭素などの排出削減率</b>を国ごとに定めた</li> </ul>															
<p>ミレニアム開発目標 (MDGs)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2001年に、国連ミレニアム宣言(2000年)と国際開発目標を統合し1つの共通の枠組みとしてまとめられた</li> <li>●MDGsは、2015年までに達成すべき目標として<b>8つのゴールと21のターゲット項目</b>を掲げている</li> </ul>															
<p>生物多様性基本法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2006年5月に成立し、同年6月に施行</li> <li>●生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる<b>自然と共生する社会を実現</b>することを目的としている</li> </ul>															
<p>持続可能な開発のための 2030アジェンダ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2015年9月、ニューヨーク国連本部において、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、その成果文書として、<b>我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ</b>が採択された</li> </ul>															
<p>持続可能な開発目標 (SDGs)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標</li> <li>●持続可能でよりよい世界をつくるために、<b>17の目標</b>を掲げており、<b>2030年までに</b>これらの目標の達成を目指している</li> </ul> <table border="1" data-bbox="347 1111 1484 1637"> <tr> <td data-bbox="347 1111 416 1637" rowspan="7"> <p>目標 (一部抜粋)</p> </td> <td data-bbox="416 1111 539 1178"> <p>目標1</p> </td> <td data-bbox="539 1111 1484 1178"> <ul style="list-style-type: none"> <li>●あらゆる場所で、あらゆる形態の<b>貧困に終止符</b>を打つ</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1178 539 1245"> <p>目標2</p> </td> <td data-bbox="539 1178 1484 1245"> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>飢餓をゼロに</b></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1245 539 1312"> <p>目標3</p> </td> <td data-bbox="539 1245 1484 1312"> <ul style="list-style-type: none"> <li>●あらゆる年齢のすべての人々の<b>健康的な生活を確保</b>し、福祉を促進する</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1312 539 1379"> <p>目標4</p> </td> <td data-bbox="539 1312 1484 1379"> <ul style="list-style-type: none"> <li>●すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、<b>生涯学習の機会を促進</b>する</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1379 539 1447"> <p>目標5</p> </td> <td data-bbox="539 1379 1484 1447"> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>ジェンダーの平等</b>を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを図る</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1447 539 1559"> <p>目標8</p> </td> <td data-bbox="539 1447 1484 1559"> <ul style="list-style-type: none"> <li>●すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用および<b>ディーセント・ワーク</b>を推進する</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1559 539 1637"> <p>目標13</p> </td> <td data-bbox="539 1559 1484 1637"> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>気候変動とその影響</b>に立ち向かうため、緊急対策を取る</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>目標 (一部抜粋)</p>	<p>目標1</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●あらゆる場所で、あらゆる形態の<b>貧困に終止符</b>を打つ</li> </ul>	<p>目標2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>飢餓をゼロに</b></li> </ul>	<p>目標3</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●あらゆる年齢のすべての人々の<b>健康的な生活を確保</b>し、福祉を促進する</li> </ul>	<p>目標4</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、<b>生涯学習の機会を促進</b>する</li> </ul>	<p>目標5</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>ジェンダーの平等</b>を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを図る</li> </ul>	<p>目標8</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用および<b>ディーセント・ワーク</b>を推進する</li> </ul>	<p>目標13</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>気候変動とその影響</b>に立ち向かうため、緊急対策を取る</li> </ul>
<p>目標 (一部抜粋)</p>	<p>目標1</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●あらゆる場所で、あらゆる形態の<b>貧困に終止符</b>を打つ</li> </ul>													
	<p>目標2</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>飢餓をゼロに</b></li> </ul>													
	<p>目標3</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●あらゆる年齢のすべての人々の<b>健康的な生活を確保</b>し、福祉を促進する</li> </ul>													
	<p>目標4</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、<b>生涯学習の機会を促進</b>する</li> </ul>													
	<p>目標5</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>ジェンダーの平等</b>を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを図る</li> </ul>													
	<p>目標8</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用および<b>ディーセント・ワーク</b>を推進する</li> </ul>													
	<p>目標13</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>気候変動とその影響</b>に立ち向かうため、緊急対策を取る</li> </ul>														
<p>パリ協定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2015年12月<b>パリ協定</b>採択</li> <li>●世界各国が世界共通の長期目標として、<b>世界的な平均気温上昇を工業化以前に比べて2℃より十分低く保つ</b>とともに、1.5℃に抑える努力を追求することなどを掲げている</li> </ul>															
<p>第五次環境基本計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2018年4月17日に第五次環境基本計画を閣議決定</li> <li>●環境基本計画とは、<b>環境基本法第15条</b>に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの(計画は約6年ごとに見直し)</li> <li>●分野横断的な6つの<b>重点戦略</b>(<b>経済、国土、地域、暮らし、技術、国際</b>)を設定</li> </ul>															

●外国人関連 (New!)

▶外国人と社会保障



外国人雇用状況の届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働施策総合推進法<sup>(*)</sup>に基づき、事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又は離職した場合には、その者の氏名、在留資格、在留期間その他厚生労働省令で定める事項について確認し、<b>厚生労働大臣(公共職業安定所)</b>に届け出なければならない</li> </ul>	
年金		<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金は、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の人は、<b>国籍に関わらず加入</b>しなければならない</li> <li>第2号被保険者の加入要件に該当する場合は、厚生年金に加入する</li> <li>第2号被保険者の被扶養配偶者は、<b>国内に居住している場合は</b>、第3号被保険者に該当する</li> </ul>
	社会保障協定	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本と社会保障協定を締結している国(2024年4月現在23か国発効)は、<b>日本の年金加入期間を協定を結んでいる国の年金制度に加入していた期間とみなして</b>取り扱い、その国の年金を受給できる</li> </ul>
	脱退一時金	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1号被保険者又は厚生年金の<b>保険料納付済期間が6か月以上</b>の外国人が、出国後2年以内に請求した場合は、<b>脱退一時金</b>が支給される</li> </ul>
医療保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>在留期間が3か月を超えると認められる場合は、原則として、75歳未満は<b>国民健康保険</b>に、75歳以上は<b>後期高齢者医療制度</b>に加入しなければならない</li> <li>被用者保険の加入要件に該当する場合は、原則として、<b>被用者保険</b>に加入する</li> </ul>	
雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>1週間の所定労働時間が20時間以上、かつ31日以上の雇用見込がある場合は、原則として、<b>雇用保険の被保険者</b>となる(留学やワーキングホリデーなどで就労する場合は除く)</li> </ul>	
労災保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業主との雇用関係が発生していれば、原則として、<b>国籍や雇用形態を問わず</b>、適用される</li> </ul>	
介護保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>在留期間が3か月を超えると認められる場合は、原則として、65歳以上は<b>第1号被保険者</b>、40歳以上65歳未満の医療保険加入者は<b>第2号被保険者</b>となる</li> </ul>	
生活保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護制度は、憲法第25条を根拠とするものであり、<b>日本国民のみ</b>を対象としている</li> <li>適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人については、<b>国際道義上、人道上の観点から</b>、予算措置として、生活保護法を準用している</li> </ul>	

(\*) 正式名称: 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

## ▶外国人介護人材受入れの仕組み



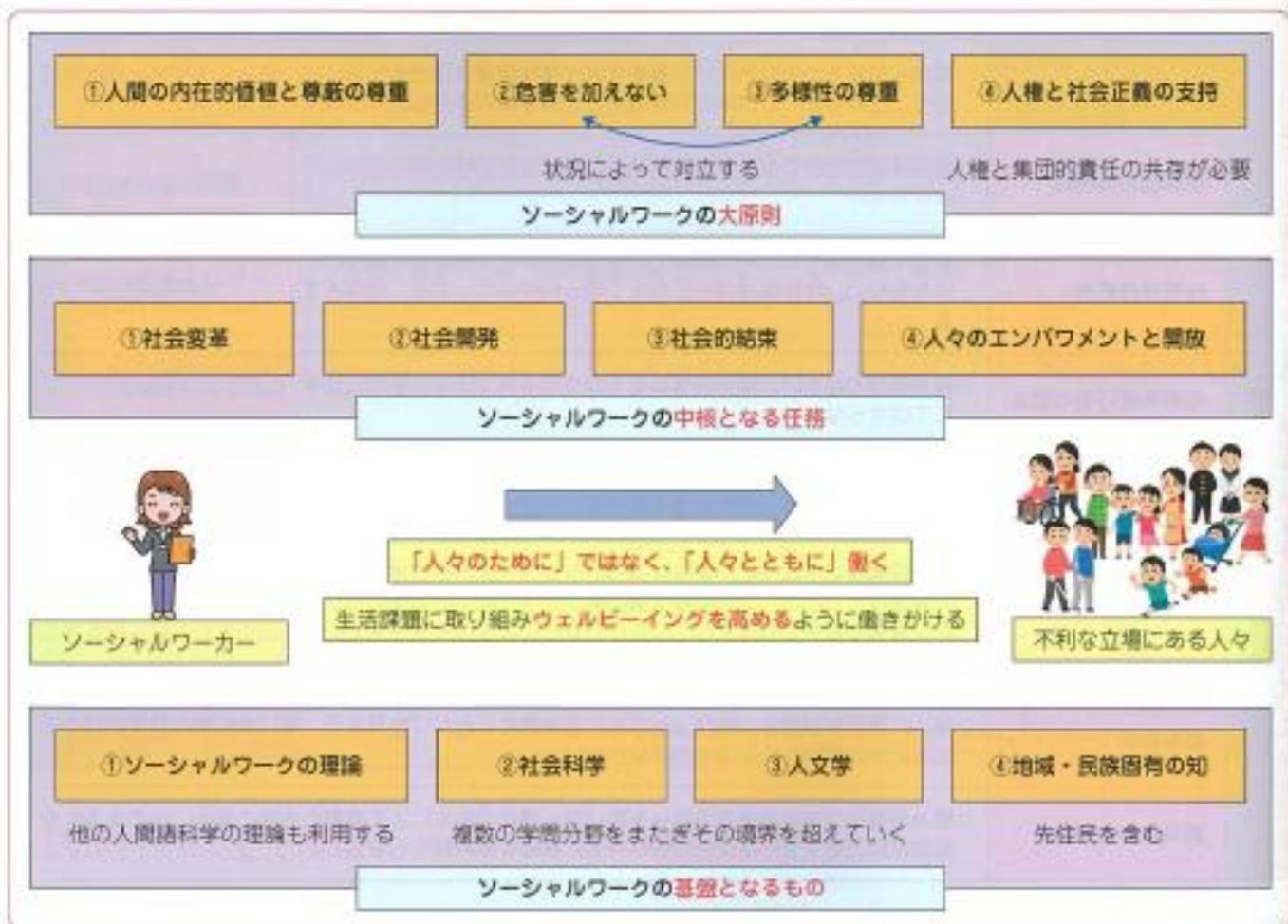
経済連携協定 (EPA) に基づく外国人	●二国間の協定に基づき経済連携の強化を目的とする協定	
	対象国	●インドネシア (2008年度～)、フィリピン (2009年度～)、ベトナム (2014年度～)
	在留資格	●特定活動
在留資格「介護」をもつ外国人	在留期間	●介護福祉士候補者 (上限4年)、看護師候補者 (上限3年)
	●日本の介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士国家資格を取得した留学生に対して、国内で介護福祉士として業務に従事することを可能とする在留資格	
	●2020(令和2)年4月より、介護福祉士の資格を取得したルートにかかわらず、在留資格「介護」が認められることとなった	
外国人技能実習制度	対象国	●制限なし
	在留資格	●介護福祉士を取得する前：留学、特定活動、特定技能など ●介護福祉士を取得した後：介護
	在留期間	●介護福祉士の資格を取得した後は、制限なしで更新でき、継続的な就労が可能
在留資格「特定技能1号」をもつ外国人	●国際貢献として、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を助う「人づくり」に協力することが目的	
	対象国	●制限なし (技能移転のニーズがある国)
	在留資格	●1年目：技能実習1号、2～3年目：技能実習2号、4～5年目：技能実習3号
在留資格「特定技能1号」をもつ外国人	在留期間	●技能実習1号：最長1年、技能実習2号：最長2年、技能実習3号：最長2年 → 合計最長5年
	●深刻化する人手不足に対応するため、人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れ	
	特定技能1号	●特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
	特定産業分野 (12分野)	●介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空・宇宙、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業
	在留期間	●1年を超えない範囲で、個々に指定する期間であって、通算で5年が上限 (定期的な更新が必要)

●ソーシャルワークのグローバル定義（前より詳しくなってます！）

▶ソーシャルワークのグローバル定義



2014年7月にオーストラリア・メルボルンにて開催された、国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）総会および国際ソーシャルワーク学校連盟（IASSW）総会において、ソーシャルワーク専門職のグローバル定義が採択されました。



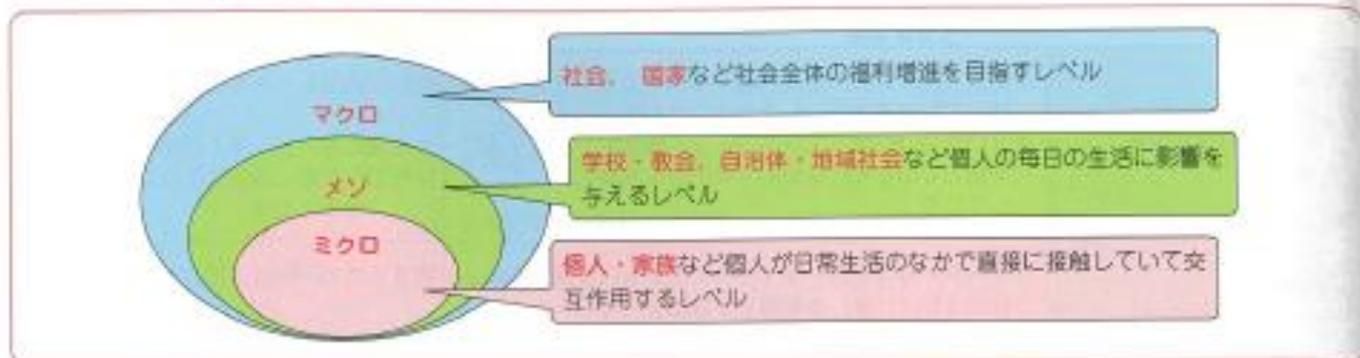
<b>ソーシャルワーク専門職のグローバル定義</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ソーシャルワークは、<b>社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり、学問である</b></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす</b></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および<b>地域・民族固有の知を基盤として</b>、ソーシャルワークは、<b>生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける</b></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●この定義は、<b>各国および世界の各地域で展開してもよい</b></li> <li>●各国および世界の各地域はそれぞれの置かれた<b>社会的・政治的・文化的状況に応じた独自の定義を作ることができる</b></li> </ul>

● 注釈

中核となる任務	● ソーシャルワーク専門職の中核となる任務には、 <b>社会変革・社会開発・社会的結束の促進、および人々のエンパワメントと解放</b> がある
	● ソーシャルワークは、相互に結び付いた歴史的・社会経済的・文化的・空間的・政治的・個人的要素が人々のウェルビーイングと発展にとってチャンスにも障壁にもなることを認識している。 <b>実践に基づいた専門職であり学問である</b>
	● 不利な立場にある人々と連帯しつつ、この専門職は、 <b>貧困を軽減し、脆弱で抑圧された人々を解放し、社会的包摂と社会的結束を促進</b> すべく努力する
	● <b>社会変革のイニシアチブ</b> は、人権および経済的・環境的・社会的正義の増進において人々の主体性が果たす役割を認識する
	● ソーシャルワーク専門職は、それがいかなる特定の集団の属縁化・排除・抑圧にも利用されない限りにおいて、 <b>社会的安定の維持にも等しく関与</b> する
原則	● ソーシャルワークの大原則は、 <b>人間の内在的価値と尊厳の尊重、危害を加えないこと、多様性の尊重、人権と社会正義の支持</b> である
	● <b>人権と社会正義を擁護し支持</b> することは、ソーシャルワークを動機づけ、正当化するものである
	● ソーシャルワークの主な焦点は、あらゆるレベルにおいて人々の権利を主張すること、および、 <b>人々が互いのウェルビーイングに責任をもち、人と人の間、そして人々と環境の間の相互依存を認識し尊重</b> するように促すことにある
	● <b>危害を加えないことと多様性の尊重</b> は、状況によっては、対立し、融合する任務となることがある。たとえば、女性や同性愛者などのマイノリティの権利（生存権さえも）が文化の名において侵害される場合などである
知	● ソーシャルワークは、 <b>複数の学問分野をまたぎ、その境界を超えていく</b> ものであり、広範な科学的諸理論および研究を利用する
	● ソーシャルワークの研究と理論の独自性は、その <b>応用性と解放志向性</b> にある。多くのソーシャルワーク研究と理論は、サービス利用者との <b>双方向性のある対話的過程</b> を通じて共同で作り上げられてきたものであり、それゆえに特定の実践環境に特徴づけられる
	● この定義は、ソーシャルワークは特定の実践環境や西洋の諸理論だけでなく、 <b>先住民を含めた地域・民族固有の知にも拠っている</b> ことを認識している
実践	● ソーシャルワークの正統性と任務は、 <b>人々がその環境と相互作用する接点への介入</b> にある。環境は、人々の生活に深い影響を及ぼすものであり、人々がその中にある <b>様々な社会システムおよび自然的・地理的環境</b> を含んでいる
	● ソーシャルワークの参加重視の方法論は、「 <b>生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける</b> 」という部分に表現されている
	● ソーシャルワークは、できる限り、「 <b>人々のために</b> 」ではなく、「 <b>人々とともに</b> 」働くという考え方をとる
	● ソーシャルワークの実践は、さまざまな形の <b>セラピーやカウンセリング、グループワーク、コミュニティワーク、政策立案や分析、アドボカシーや政治的介入</b> など、広範囲に及ぶ

●ソーシャルワークの理論について（図が新しく追加されてます！）

▶ソーシャルワークの実践領域



ミクロレベル	●クライアントが抱えている生活問題を対象にするなど、困難な状況に直面する個人や家族への直接的援助
メソレベル	●家族ほど親密ではないが、グループや学校、職場、近隣など有意義な対人関係があるレベルで、クライアントに直接影響するシステムの変容を目指す介入
マクロレベル	●対面での直接サービス提供ではなく、社会問題に対応するための社会計画や地域組織化など、社会全体の変革や向上を目指す

▶ソーシャルワーク実践における4つのサブシステム



		ミクロレベル	メソレベル	マクロレベル
1	クライアント・システム	●契約のもと、ソーシャルワーカーによって利益を受ける人々 クライアント・家族へのアプローチ	クライアントの自助グループの組織化等	患者・クライアントの全国団体の組織化等
2	ターゲット・システム	●変革努力の目標達成のためにソーシャルワーカーが影響を及ぼす必要のある人々 ターゲットとなるクライアントの友人、知人、隣人等	ターゲットとなる専門職団体、地域の自治会等	ターゲットとなる制度、政策、政党、専門職団体等
3	アクション・システム	●クライアントの問題解決に取り組む参加者や社会資源 アクションを起こすクライアントの友人、知人、隣人等	アクションを起こすグループ、専門職団体や地域社会等	アクションを起こす政党、政治家、専門職団体等
4	チェンジ・エージェント・システム	●ソーシャルワーカーと所属する機関 ワーカー個人や仲間	ワーカーが所属する組織、専門職団体等	専門職団体のあり方、国家資格化等

## ▶カンファレンス、事例分析など

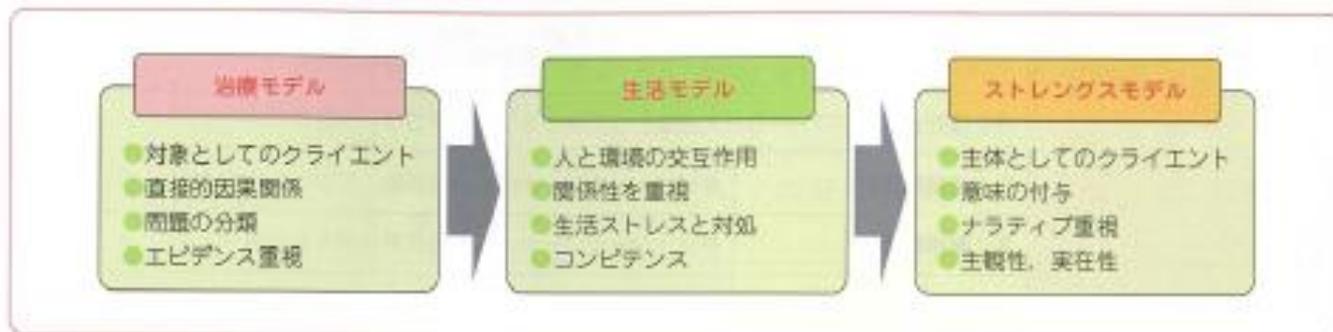
<p>カンファレンス</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事例検討会議のことで、司会（コーディネーター）、事例報告者、助言者（スーパーバイザー）、その他の参会者によって進められる</li> <li>●ケースカンファレンスには、①事例をていねいに振り返ることによりニーズが明らかにされる、②職員の教育・研修の機会になる、③職種・機関を超えて連携、協力関係を築く などの目的がある</li> </ul>	
<p>事例分析</p>	<p>固有事例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ソーシャルワーカーが担当している事例など、事例そのものに関心や問題意識をもち詳しく調べる</li> </ul>
	<p>手段的事例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の高齢者の振り込み詐欺に関する事など、特定のテーマについて事例を通じて現象を研究する</li> </ul>
<p>事例検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事例検討とは、事例分析を通して事例についての理解を深め、取り組みの方向性や目標、目標達成に向けての取り組みの内容について検討すること</li> </ul>	
<p>事例研究</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事例研究とは、何らかの課題を抱える事例を素材として、その状況の詳細を明らかにしたり、課題の原因や影響、それらへの対応を分析し、説明をしたりするための質的研究の方法の一つである</li> </ul>	
<p>ブレインストーミング</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自由な雰囲気、相互に批判をしないというルールの下で多様な意見を出し合い、最終的に一定の課題によりよい解決を得ようとする方法</li> </ul>	
<p>パネルディスカッション</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●あるテーマについてパネラーと呼ばれる複数の議論参加者が、司会者（ファシリテーター）の進行により、異なる意見を表明しながら議論を進める討論形式の一つ</li> </ul>	

## ▶ ソーシャルワークに関連する方法

コーディネーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コーディネーション (coordination) とは、ある目的の達成のために、その目的に適合しそうな社会資源を調整すること</li> <li>● コーディネーターとは、ソーシャルワーカーが担う調整者としての役割である。</li> </ul>	
	ボランティアコーディネーター	● ボランティア活動の提供希望者とボランティア支援の希望者などを対等につなぐ調整者
	生活支援コーディネーター	● 地域内の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者
ネゴシエーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ネゴシエーション (negotiation) とは交渉や折衝を意味し、当事者同士が何らかの合意・調整を達成する目的で、お互い情報を提供しながら議論を行うこと</li> <li>● ネゴシエーションのプロセスは、交渉前から始まり、準備、交渉、合意/決裂と展開する</li> </ul>	
	分配型交渉	● 限られた大きさの利益を当事者間で配分するために、交渉者間の利害が競合する交渉
	統合型交渉	● 当事者双方の共有する利益を特定し、利益の最大化を目指して両者が協力し合う交渉
ファシリテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ファシリテーションとは、グループなどで何かが起こるのを助け、促進する (facilitate) こと</li> <li>● 会議やミーティングなどにおいて、議論をスムーズに調整しながら合意形成や相互理解に向けて調整する</li> <li>● ファシリテーターには次の4つのスキルが求められる</li> </ul>	
	場のデザインスキル	● 会議の目的をふまえて目標を確認し、参加メンバーに共有する
	対人関係のスキル	● 傾聴や質問を通じて参加者全員が意見を言いやすい環境を作り活発に意見を出し合い、アイデアを広げていく
	構造化のスキル	● 散乱した意見や議論の内容を整理しながら共有し、論点を構造的に絞り込む
	合意形成のスキル	● 目標に向かい、可能な限り全員が納得する結論にまで導く
プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>● プレゼンテーションは、紹介、披露、計画、企画案、見積もりなどを会議などの場で発表、提示するという意味があり、実演や発表、その案自体を指す</li> <li>● プレゼンテーションの流れは、「序論」、「本論」、「結論」に分けられる</li> </ul>	
	紹介型	● 新しいサービスや品を紹介し納得してもらおうプレゼンテーション
	提案型	● 現状の問題点を踏まえて聞き手に新しい行動やプランを提案するプレゼンテーション
コンフリクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コンフリクトは、意見の衝突や対立を意味する言葉で、二者以上の者が相容れない目標 (ゴール) を目指して競合している状態</li> </ul>	
	施設コンフリクト	● 社会福祉施設の新設などに当たって、地域住民の反対運動や設立の同意と引き換えに大きな譲歩を余儀なくされるなど、施設と地域の間での紛争のこと
	コンフリクト・レゾリューション	● コンフリクト・レゾリューション (対立解消) は、交渉、調停、ファシリテーション、協働的問題解決などの方法によって、問題の解決を目指す

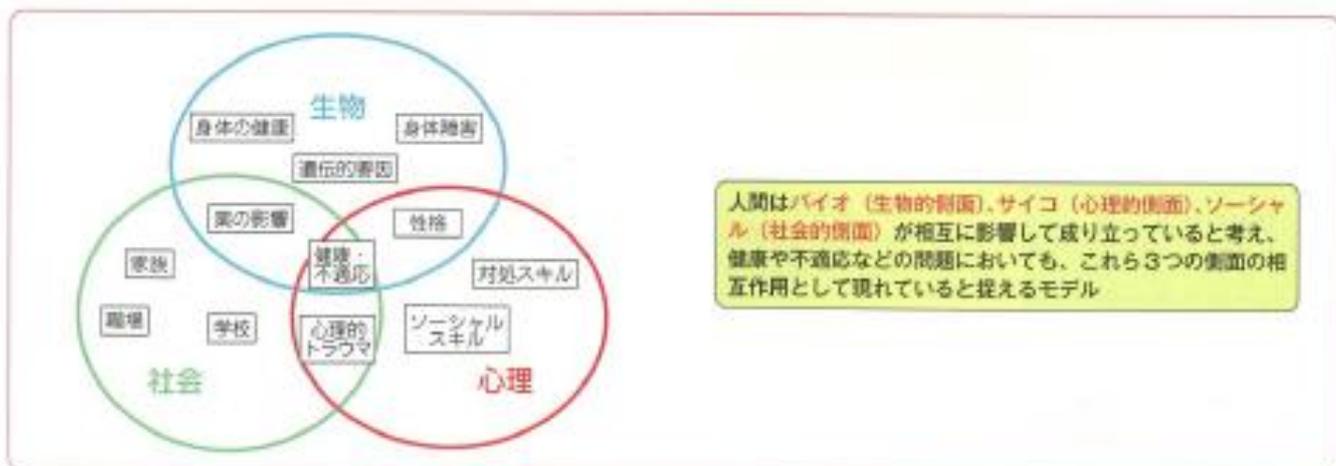
●ソーシャルワークの実践モデル（図が新しく追加されてます！）

▶ソーシャルワークの実践モデル



治療モデル	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1917年リッチモンド, M. が「社会診断」を著した</li> <li>●クライアントを<b>対象</b>として捉え、クライアントが抱える問題や課題、病気や障害などに焦点を当てるモデル</li> <li>●クライアントという個の範囲内における<b>直接的因果関係</b>が重視される</li> <li>●<b>客観的証拠（エビデンス）</b>を重視する</li> <li>●微視的視野に陥りやすい</li> </ul>
生活モデル	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1960年代に提唱</li> <li>●<b>人と環境の交互作用</b>に焦点を当て、<b>環境との関係性</b>を重視するモデル</li> <li>●生活ストレスに<b>対処（コーピング）</b>することで、<b>目標を適応</b>に定めることができる</li> <li>●クライアントの適応への<b>コンピテンス（能力）</b>を高めていくことが重要</li> <li>●包括・統合的な視野や視点を提供しやすい</li> </ul>
ストレングスモデル	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1980年代後半より提唱</li> <li>●<b>強さや能力</b>に焦点を当てようとするモデル</li> <li>●クライアントを<b>主体</b>として強調し、強さを見出し、それを<b>意味づけ</b>していくことを重視する</li> <li>●クライアントの<b>ナラティブ</b>が重視され、<b>主観性、実在性</b>が強調される</li> </ul>

▶バイオ・サイコ・ソーシャルモデル



## ●グループワークの原則（New!）

### ▶グループワークの原則

1	メンバーの個別化	●個人の <b>独自性</b> 、 <b>相違点</b> を認識する
2	グループの個別化	● <b>独自のグループ</b> として認識する
3	受容の原則	●各個人をその個人独特の <b>長所・短所</b> とともに <b>純粋に受け入れること</b>
4	ワーカーとメンバーの援助関係	●ワーカーとメンバーとの間に <b>意図的な援助関係</b> を樹立する
5	メンバー同士の協力関係の促進	●メンバーの間に <b>よい協力関係</b> ができるように援助する
6	グループ過程の変更	●グループ過程に必要な <b>変更を加えること</b>
7	参加の原則	●メンバーが各自の <b>能力の段階</b> に応じて <b>参加</b> するよう援助する
8	問題解決過程へのメンバー自身の関与	●メンバーが <b>問題解決の過程</b> に <b>参加</b> できるように援助する
9	葛藤解決の原則	●メンバーが葛藤解決のための <b>よりよい方法</b> を経験するように援助する
10	経験の原則	●人間関係をもつ、ものごとを成就するなど、 <b>多くの新しい経験</b> を与える
11	制限の原則	●故意にグループに <b>混乱</b> をもたらすような行為は <b>制限</b> する
12	プログラムの活用	●状況にふさわしい <b>プログラム</b> を <b>意図的に用いていく</b>
13	継続的評価	●個人およびグループ過程について <b>継続して評価</b> を行う
14	グループワーカー自身の活用	●ワーカーは、 <b>自己を援助の道具</b> として用いる